

別紙様式14

東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日： 令和4年11月25日)

開催日及び場所		令和4年9月28日(水) 仙台合同庁舎A棟7階会議室	
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 小野寺 義象(弁護士) 佐藤 亮(ジャーナリスト)	
審議対象期間		令和4年4月1日～令和4年6月30日	
審議対象案件		300件 うち、1者応札案件 102件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 5件	
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 4件 (抽出率 2.0%) (抽出率 3.9%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 -%)	
工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		工事希望型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
抽出案件内訳	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		簡易公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	公募型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	その他の随意契約		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
物品・役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約(企画競争・公募)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約(その他)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
(特記事項) なし。			

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	
[これらに対し部局長が講じた措置]	なし。	

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意 見・質 問	回 答 等
<工事編>	
(和賀中央農業水利事業 下堰幹線用水路ゲート他製作据付工事)	
<p>落札率が非常に高いが、予定価格算定の基礎資料は公表されているということで良いか。</p>	<p>見積り条件は公表しています。また歩掛りについても現場説明書に記載しているため、入札業者は予定価格に近い金額を算出することができたと考えています。</p>
<p>他の工事では、同様に予定価格に近い金額を算出することはできないのか。本工事は他の工事と何か入札の前提条件が違うのか。</p> <p>他の工事では、90%とか92%といった落札率のものが多い。本工事の落札率が非常に高いのは、見積額をより正確に算出できるような特別な条件があったということか、それとも他の工事と同じ条件ではあるが、正確に見積額を算出することができたということか。</p>	<p>資材価格や歩掛けは全ての工事で公表しているので、入札参加業者は予定価格に近い金額を類推することは可能です。</p>
<p>それでも他の工事では、90%とか92%といった低い落札率になっている。本工事で極めて精密に予定価格に近い金額で入札したのはたまたまのことか。</p>	<p>そのように考えています。</p>
<p>より100%に近い高い落札率の入札は、一般的にあるのか、何か特異なものに感じられるが。</p>	<p>本工事は色々な調整が必要なリスクのある工事になります。想像の域を出ませんが、安い価格で入札して他の業者と競争して落札する競争の面、一方で安い価格で落札すると、その金額で万が一の場合のリスクを負わなければならない、という相反する条件の中で入札金額を決めていると考えます。どの工事でも予定価格を類推することは可</p>

	<p>能ですが、リスクが高くないと考えれば、価格を低めに抑えて、他の業者と競争して入札する業者はいると考えます。しかし、本工事の入札参加業者は1者でした。応札しなかった業者は本工事はリスクの高い工事であると考え、低い金額で落札すると万が一リスクが発生した場合、利益が見込めないと判断した可能性があると考えます。リスクが高い工事であるが故に、落札業者は低い金額で入札することができなかつたのではないかでしょうか。</p>
<p>本工事は簡易型の工事ということで良いか。 標準型の工事というのが技術的な工夫の余地が少なく、簡易型は多少複雑な工事ということか。</p>	<p>簡易Ⅱ型の工事になります。 本工事は工場製作したゲート等を現地据付する工事です。複雑な各種調整は必要であるが、技術的な工夫の余地は少ない、一般的な工事であると考え簡易Ⅱ型を適用しています。</p>
<p>本工事はリスクが高いということだが、具体的にどんなリスクがあるのか。 関連する土木工事が遅延して工期が短縮された場合、そこで発生するリスクは本工事の施工業者が負担するのか。灌漑期に完成させなければならぬ工事であるとのことだが。</p>	<p>関連する土木工事の施工後に現地に入る工事であるため、土木工事が遅延した場合、短縮した工期内で工事を完成させなければならず、追加の人員の手配や経費の手配が必要となるというリスクがあります。 遅延した理由によります。また遅延した場合には、工期内に終われる範囲であれば、両者で調整を図った上で、工期内に工事を完成していただくことになります。</p>
<p>関連する土木工事を含めて、1件の工事で発注して、関連工事との調整を少なくすることはできなかったのか。</p>	<p>バルブ工事の業者と水路工事の業者は異なり、水路工事と建屋工事のように、一緒に施工することはできません。 水路工事は工区割りをして計画的に施工しています。これを1者で施工する場合、色々な班編成をして施工しなければなりませんが、現実的ではありません。</p>

本工事は落札率が高く、100%に近いが、落札業者は他に応札業者はいないだろうと予測することは可能なのか。

結果的に他の工事より落札率が高く、競争性が働いていないようにも感じられるので、今後の発注の際には留意願いたい。

(津軽北部二期農業水利事業 砂山機場ポンプ設備改修（その3）工事)

当初のポンプ設備と電気設備の据付業者と、本工事の落札業者は同じか。

当初の据付業者と本工事の落札業者が同じということは、良くあるパターンで、1者応札であったことの理由でもあると考える。

本工事は落札業者でしか施工できない工事だったのか、それとも他の業者でも施工可能な工事だったのか。

設置から30年弱経過して改修とのことだが、保証期間は当然、既に切れているのか。

ポンプ設備というのはシンプルな機材だと認識しているが、設置から数年後に改修する際には、事実上、当初の据付業者しか施工できないということか。割合的には、当初の据付業者が改修するケースの割合が高くなる、ということか。

やむを得ないことかもしれないが、事実上、随意契約的な性格も若干出てくるということか。

ゲート工事については限られた業者でしか施工できないという工事ではないので、落札業者がどのように考えたかまでは分かりません。

同じ業者になります。

他の業者でも施工可能な工事です。図面等を見れば施工可能ですが、他のメーカーが改修して何か不具合があった場合、元々の構造に問題があったのか、改修工事に問題があったのか、責任の所在を明らかにすることが困難です。そのため、他の業者は敬遠する傾向にあります。

公共事業での保証期間は契約上、1年しかありません。

割合的にはそうなりますが、何回かそのような整備を行った後に、全面改修を行うことになります。その際には新しい業者が参加することが多くなります。

他の業者による施工も可能であると考えておりますし、競争契約で発注し他の業者が応札する例も少しはあります。しかし結果的には、当初の据付業者が応札しやすい状況にはあります。

一般的に改修工事というのは、当初の据付業者が施工するケースが多いのか。それとも改修工事専門の業者がいて入札に参加している状況にあるのか。改修工事専門の業者が入札に参加すれば入札金額等も変わってくるのではないか。ただし、業界の体質で他の業者が据付した設備の改修工事は施工したくない、ということであれば別だが、どのような認識か。

当初のポンプ設備工事を、安い金額でも落札できれば、その後のメンテナンス工事の入札に自社以外の業者が参加しないとすると、予定価格にはほぼ100%近い金額で落札することができる。例えるならプリンター本体とトナーのように、収益を回収していくことができるが、他の業者が参加できないのは良いことだとは思わない。

過去に据付業者以外の業者が、改修工事の入札に参加したことはあるのか。当初の据付業者が廃業した等の理由で、別の業者が入札に参加した事例はあるのか。

本機場にはポンプが5台あるが、同じメーカーが据付したものか。

改修工事ではなく全面更新の工事であれば他の業者も参加する可能性があるということだが、5台の内1台を交換するとなった場合は、他の業者は参加するのか、それとも5台全部を交換することにならない限り参加しないのか。

5台のポンプは同じ時期に据付たものと思われる所以、1台に不具合が生じた場合には、他の4台にも同様に不具合が発生していると考え、5台全部交換する、というケースが多いのか。

耐用年数が30年や50年あるとして、何らか

改修工事専門の業者というのは聞いたことがありません。国営クラスの大きい機場となると限られたポンプメーカーが受注することが多いです。設備自体、技術力が必要であり、大手のメーカーでないと製作が難しいためです。そしてオーバーホール的な整備の場合、それらの当初施工したポンプメーカーが受注して施工することが多いです。

ポンプメーカーの栗村製作所という会社が倒産していますが、他の業者がメンテナンスを引き継いでいる、その系統で整備を行っています。

また県営の事案ですが、ポンプ設備の改修工事で当初の据付業者以外の業者が施工した実績があると聞いています。ただし発注当初は既設部分で利用可能なものは残したまま改修することしていましたが、最終的には利用可能な部分も交換して、全面更新したと聞いています。全面更新であったため、他の業者でも施工できたものと考えています。

はい、同じメーカーが据付たものです。

同じように劣化するので、1台だけ交換という計画は立てないと思います。

そういう例がなく分かりません。

はい。そのケースが殆どになります。

はい。今のところありません。

の要因で10年で交換しなければならなくなつた
ような例は、今のところ無いということか。

<測量・建設コンサルタント等業務編>

(国営施設応急対策事業零石川沿岸地億 零石川
沿岸地区現場調査推進業務)

1年間、業者の職員を拘束するというのは極めて特殊なものなのかな。それが1者応札となった要因か。

必ずしも1年間とは限りませんが、必要な時期に期間を決め、現場の事業所に技術者を配置して様々な資料作成等をしてもらう業務、ということで他の業務とは異なります。また、その地域で技術者を確保できるか、ということが重要になります。技術者を確保できれば他にも入札参加業者がいたと思いますが、今回は技術者を確保できたのは1者だけだったと考えています。

本業務の金額は、人件費に日数を乗じた金額で算出しているのか。

はい、人件費に日数を乗じた金額で算出しています。

入札参加業者は日数を把握できるのか。

日数を明示して発注しています。また技術者の基準日額は公表されていますし、歩掛り等も現場説明書に明示しているので、予定価格の推察は容易であると考えています。

1年間というのが問題なのだろうか。予定価格の内、技術者の人件費はどれくらいになるのか。

8割程度は人件費だと思います。交通費や諸経費もかかります。

技術者の人件費というのは、高いものですね。

技術者の基準日額そのものが高くなっているので、人件費は高いです。

一般の工事では、常時現場に張り付くのではなく、色々な工事を兼務できると聞いたが、例えば本日1日工事するとなると、技術者は1日中現場

本業務の業務内容は、零石川沿岸地区の設計や工事に携わっていただくものであり、日によって工事の現場に監督に行ったり、設計の資料を作成

にいなければならないものなのかな。

したりと作業内容が異なります。そのため、終日現場にいなければならないというものではありません。

(横手西部農業水利事業 吉田幹線排水路他用地測量調査業務)

総合評価の入札では、必ずしも入札金額の最も低い業者が落札者になるわけではない。技術点と入札金額をどのように組み合わせて順位を決めているのか教えてほしい。

業者から提出のあった資料から、予定管理技術者の技術力や業務取組方針を評価して点数付けしたものが技術点になります。また入札金額については点数化して価格点というものを算出します。そして技術点と価格点を合計して1番高い点数の業者が1位の業者になります。

価格点についてはどのように算出するのか。

価格点について、予定価格と同じ金額の場合をゼロ点とし、ゼロ円の場合を満点として比例配分します。本件では43点が満点になります。そこから予定価格を分母とし、入札金額を分子とした数値を1から引いたものに43点を乗じて求めています。仮に予定価格と入札金額が同額であった場合には、1から1分の1を引くことになるのでゼロ点となります。一方ゼロ円の入札の場合、1から引き算する数値がないので、43点満点になるという計算になります。そしてこの計算式は業務説明書に明示しています。

落札業者は価格点は低いが、技術点が高かったので、評価値は1位になったということか。

本業務は、技術力が重要な業務だったということか。

はい、そうです。

作業項目に面積計算や土地調査や用地平面図の作成等があるが、これらの作業に技術力が必要となる、ということか。

用地測量や建物の調査・算定は定型的な業務になります。技術力が必要となるのは、事後調査の判定を行っていただく部分になります。

技術点の満点は43点との説明だったが、価格点の満点は何点になるのか。

1対1とはいえ、実際には価格点は重要視されていない結果となっている。

本件は技術力が重要な業務であったため、結果的に技術点の比率が高くなり、価格点の比率が低くなってしまったということか。

技術力を重視した業務では、予定価格ギリギリで応札しても、技術点が高ければ落札できることになるのか。

技術点の内訳の、予定管理技術者の技術力と業務への取組方針は、業者から提出された技術提案書を評価して点数付けするのか。

過去の実績等は加味しないのか。

技術力はあっても新規参入の業者が落札するのは困難なのではないか。

(八郎潟農業水利事業 水質モニタリング計画策定その他業務)

この類の業務は、一般的に100%に近い落札率

技術点と価格点の比率が1対1なので、43点になります。

技術提案書の記載内容によると考えます。技術点と価格点がほぼ同じ場合には、入札価格も反映され効いてくることになります。なお、技術提案書は3人の採点者が評価しますが、業者名をマスキングしているので、どこの業者の提案書を評価しているのか、分からぬようになっています。そしてその合計点が技術点に反映されます。

はい、そうです。

同じくらいの技術点であれば、価格も重要になります。

はい、そうです。

過去の実績等についても、技術提案書の中に記載されています。

企業評価の項目に地域活動への貢献度や、災害の協定を締結しているか等の項目もあるため、地域に根差した活動をしている業者であれば評価は高くなります。

そう考えています。予定価格は推測できている

で落札されることが多いと思うが、本件は落札率が低くなっている。諸経費について、農政局が明示したものと業者が算定したものとの間に差があったのではないかということだが、それは企業努力によるものか。

本件は随意契約のため、何者も応札して競争性が働くことはない。100%に近い落札率でも落札できたのに、低い落札率となっている。積算を誤った可能性は考えられないか。

一般社団法人等が落札した場合には落札率が低いこともあるが、株式会社では珍しい。

<物品・役務編>

(令和4年度東北農政局宮城県内官用自動車の点検等業務)

落札率が低いということは、予定価格の設定そのものが高かったということにはならないのか。

点検業務は毎年実施していると思うが、過去の実績はどうなっているのか。

過去はその業者が提出した参考見積書の金額が予定価格として採用され、その金額に近い金額で契約してきたということか。

と思いますので、良心の範囲内で見積書を提出したものと考えています。

過去に何回も公共事業の入札に参加実績のある業者ですので、積算誤りではないと思います。また歩掛り等についても現場説明書に明示していますので、正確に積算できると考えています。

ご指摘のとおり、珍しいです。

今回入札に参加した業者2者から、予定価格積算のための参考見積を徴収しています。その結果低い方の見積書の金額を予定価格の金額として採用しています。

今回落札した業者は点検業務に初の参加であったため、参考見積については会社における一般的な金額での算定のようですが、入札価格については企業努力をして、価格を低く抑えて算定したことです。

令和3年度は、今回落札できなかった業者1者のみの参加で、その業者と契約しています。

はい、概ねその金額で契約しています。

落札業者は、かなり低い落札率で契約したということは確認できるのか。

今後は、今回の落札業者が継続して落札していくのか。

工事や測量・建設コンサルタント等業務では、消費税の関係で予定価格と、入札書に記載された金額と比較する価格を定めている。しかし本件は入札金額に1.1を乗じても、落札価格にならない。これは法定費用を含んでいるからなのか。

本契約の対象車は農政局所有の車であると思うが、リース車はないのか。

本契約の中にリース車は含まれているのか。

それはトータルコストを考えて、購入した方が安価で済むか、リースの方が安価で済むか検討したうえで、購入計画を立てているということか。

予定価格は公表していないため、確認はできません。

今年から2者入札となったので、以前の業者も価格を抑えてくるかも知れません。

予定価格の算定について、自動車重量税や自賠責保険料は非課税であり、作業料金についてのみ消費税がかかることになります。

リース車もあります。

リース車の点検等については、本契約とは別に契約しています。その契約の中に車検代等を含んでいます。

はい、そうです。